

前金	部分払
有	一回

令和元年度営商労第1－9号

アスト駐車場ほか2施設監視カメラ設備等改修工事に係る設計業務委託

業務場所	津市 羽所町ほか2町 地内														
業務期間	令和元年11月25日まで														
業務概要	アスト駐車場 フェニックス通り駐車場 ポルタひさい駐車場 ※上記に係る電気設備設計業務委託 一式														
<table><tr><td>部長</td><td>部次長</td><td>営繕課長</td><td>調整・建築営繕担当主幹 検算者</td><td>建築営繕担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr><tr><td>/</td><td>/</td><td></td><td>設備担当 検算者</td><td>設備担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr></table>		部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者	/	/		設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者
部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者									
/	/		設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者									

津市建設部営繕課

特 記 仕 様 書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
--------------------------	---

注 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注 2）印は所属会社の社印とする。

【建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に関する事項】

延面積が 3 0 0 平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る設計、工事監理にあっては、契約締結に際して、建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に基づく書面を交付すること。

【建築士法第 2 4 条の 7 に関する事項】

契約締結前に建築士法第 2 4 条の 7 に基づく重要事項説明を行うこと。

【建築士法第 2 4 条の 8 に関する事項】

契約を締結したときは、建築士法第 2 4 条の 8 に基づく書面を交付すること。ただし、建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に基づく書面を交付する場合は、交付を要しないものとする。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が 1 3 0 万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の 1 0 分の 3 以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

アスト駐車場ほか2施設監視カメラ設備等改修工事に係る設計業務委託特記仕様書

1 目 的

市営駐車場として運営しているアスト駐車場・フェニックス通り駐車場・ポルタひさい駐車場において、駐車場管理用の監視カメラ設備の老朽化による不具合が発生しており、施設運営に支障をきたしている。また、アスト駐車場においては、電灯設備、火災報知設備も同様の不具合が発生しているため、今回、当該設備を対象として現況調査を行い、対象となる機器、配線等の改修工事について、設計を行うものである。

2 業務内容

アスト駐車場ほか2施設監視カメラ設備等改修工事における設計業務

3 設計と条件

(1) 計画施設概要

ア アスト駐車場

- (1)所在地 羽所町 700 番地
- (2)改修概要 監視カメラシステムの更新
火災報知設備の更新
電灯回路の更新
階段コンセント回路（2、3 階）
エレベーターホール照明回路（2、4～6 階）
- (3)予定工事費 5 2 百万円（税抜き）

イ フェニックス通り駐車場

- (1)所在地 大門 7 番 32 号
- (2)改修概要 監視カメラシステムの更新
- (3)予定工事費 1 7 百万円（税抜き）

ウ ポルタひさい駐車場

- (1)所在地 久居新町 3006 番地
- (2)改修概要 監視カメラシステムの更新
- (3)予定工事費 6 百万円（税抜き）

(2) 設計主旨

下記事項を十分考慮して、電気設備設計を行う。

- ・対象とする機器、配線等を細部に渡って調査診断のうえ、改修を要する機器等を抽出する。
- ・改修機材は、操作性、メンテナンス、省エネ等を考慮して選定し、当施設に最も適したシステムを構築する。
- ・施設の年間を通じた使用形態を把握し、業務にできる限り支障を来さぬよう工事計画を設定する。
- ・改修計画工程については、特に、監視カメラ設備及び火災報知設備改修時に駐車場の使用が制限されるため、機材の納期等も含め、各駐車場の担当者を交えて綿密な調整を行うこと。
- ・確定した監視カメラ設備、工程計画等の諸条件にて、詳細な設計を進め、工事の実施に必要な且つ十分な配慮の基に設計図書を作成すること。

なお、設備改修に伴い、施設の内装及び付帯設備に改造工事が必要な場合は、本業務で併せて設計を行うものとする。

4 第1次成果品に関する事項

(1) 図面

複写（A3） 1部

(2) 下記業務による成果書類 1部

- ・ 現況施設の調査及び更新機器の抽出
- ・ 重量機器入替に係る仮設計画
- ・ 改修工事工程の作成
- ・ システム設計、技術計算
- ・ 設計図面の作成
- ・ 概算工事金額の算定

(3) 提出期限 令和元年8月26日

5 第2次成果品に関する事項

(1) 図面（第1次成果品提出後、訂正等を行った図面）

複写（A3） 1部

(2) 工事内訳明細書

金額入り（R I B Cデータを提出すること。） 1 部

- ・設計単価根拠記入
- ・見積業者名記入
- ・代価表

(3) 積算資料

数量計算書 1 式

設計単価根拠 1 式

歩掛、見積書（3 社以上） 1 式

(4) その他指示による書類

(5) 提出期限 令和元年 10 月 21 日

6 最終成果品に関する事項

(1) 図面（第 2 次成果品提出後、訂正等を行った最終図面）

C A D データ 1 式

- ・ J W C A D または D X F 変換方式（C D - R 等にて提出）

原図（A 2 トレーシング用紙） 1 部

複写（A 3） 1 部

（A 2） 2 部

(2) その他

現地調査資料（写真等含む） 1 式

打合せ記録簿 1 式

その他指示による書類 1 式

(3) 提出期限 令和元年 11 月 25 日

7 その他に関すること

- (1) 設計に際して、施設、設備並びに周辺状況等を十分調査し、設計を行うこと。
- (2) 計画・設計の各段階でコストコントロールを行いながら、経済的な設計を行うこと。
- (3) 第 1 次成果品提出時には、現地にて監督員に説明を行い、承認を得ること。また、積算においては、第 1 次成果品の承認後に行うことを原則とする。
- (4) 指定機材または指定業者に見積等を徴収する場合は、原則 3 社以上とし、選定については、打合せのうえ決定するものとする。
- (5) 工事に必要な官公署等への提出申請書類等については、事前に関係官公署等と打合せを

行い、責任ある申請書類等を成果品として各官公署へ提出すること。なお提出時期については、担当者と協議のこと。

(6) 参考図書の貸し出しは、監督員に申し出ること。ただし、無い場合は、現地調査のこと。

なお受注者は、貸与資料の管理について責任を持ち、万一破損した場合は、受注者の責任と負担で修復し返却すること。

(7) 提出書類は、強固なファイルに整理のうえ提出すること。

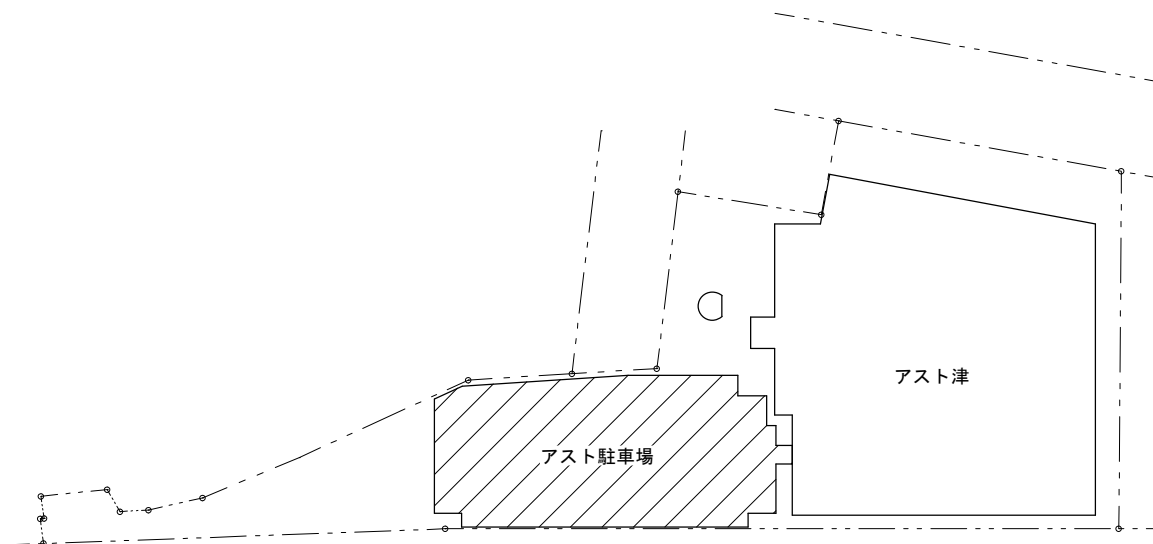
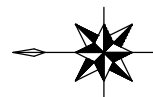
(8) 各設計図書の原図は、全て津市に提出すること。また、成果品及びその著作権は全て発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。

(9) 設計図書提出後も、設計書に疑義が生じたり、その必要が生じた場合は、随時打合せを行うものとする。



業務箇所

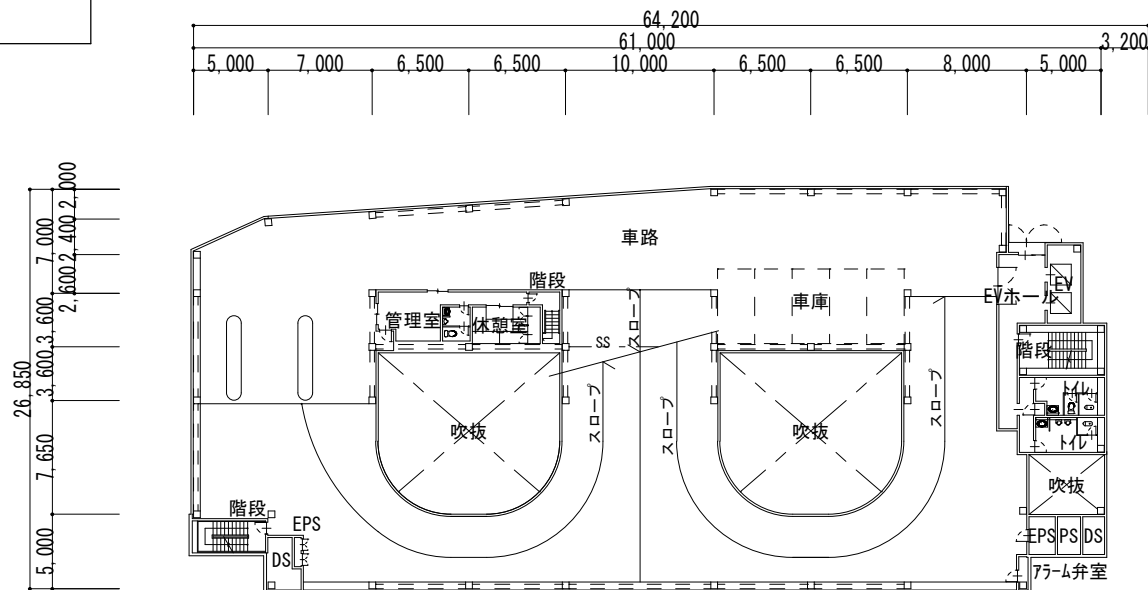
位置図



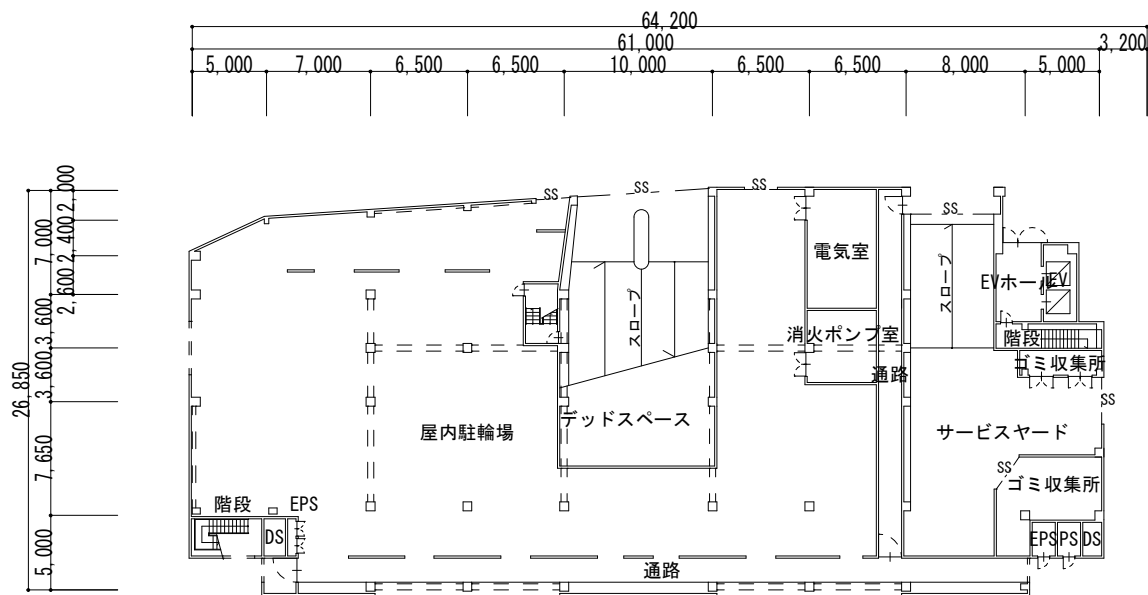
凡 例

 : 改修建物

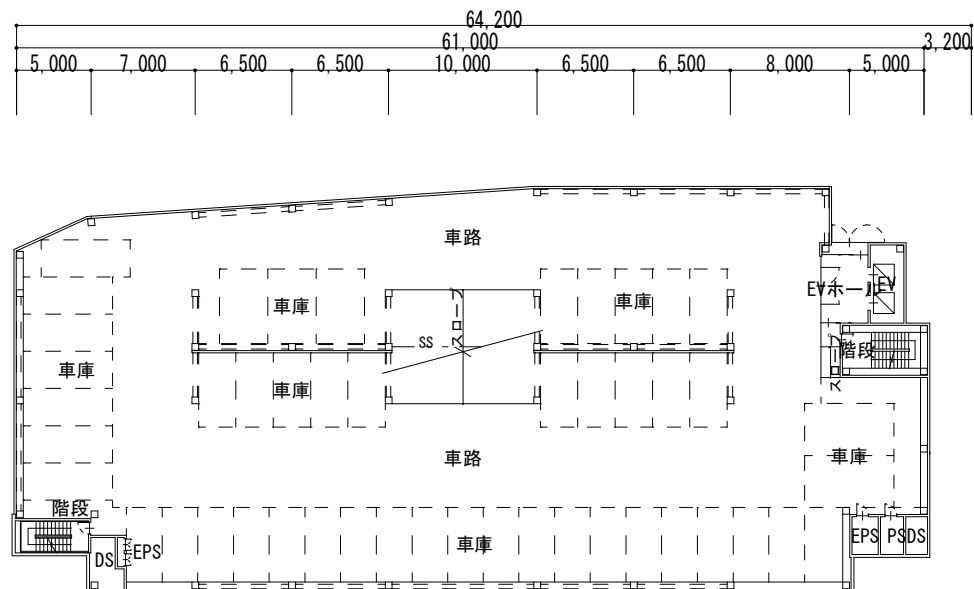
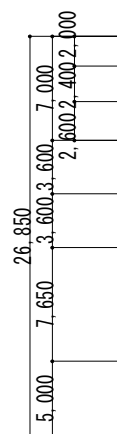
配置図



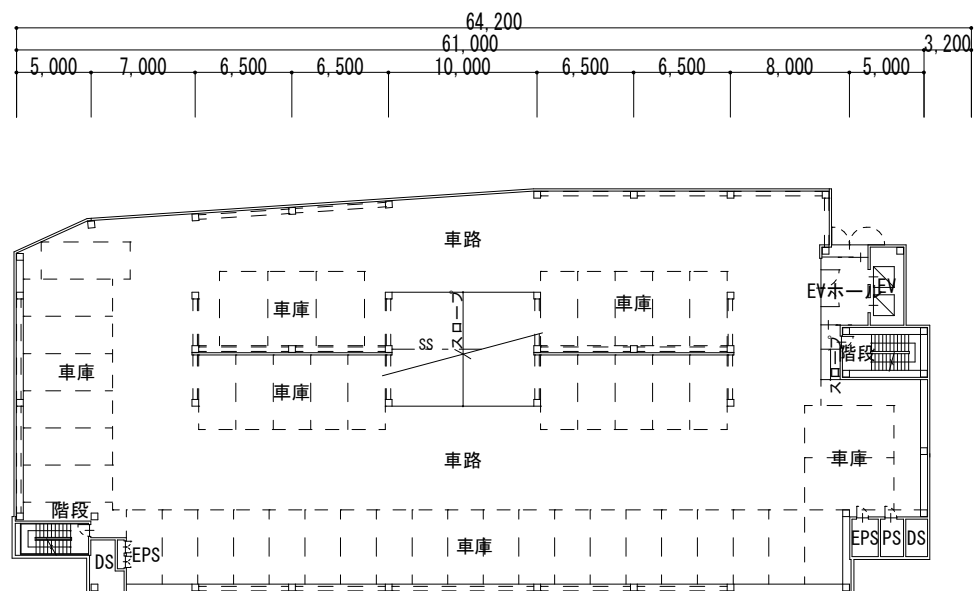
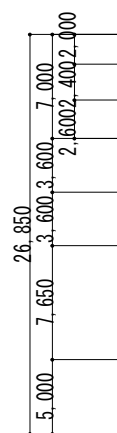
2 階平面図



1 階平面図

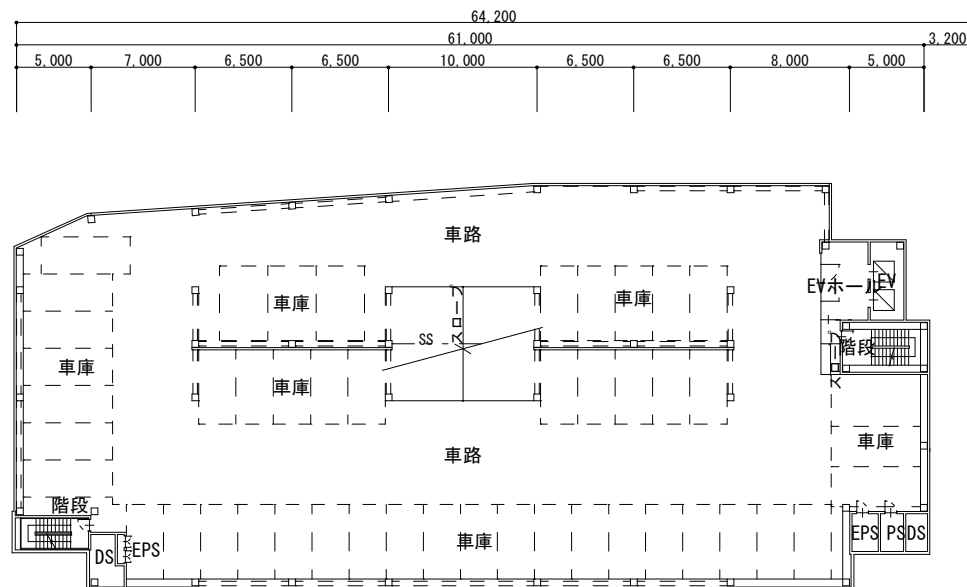
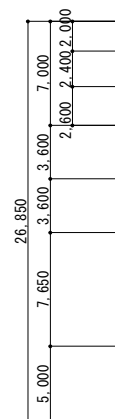


4 階平面図

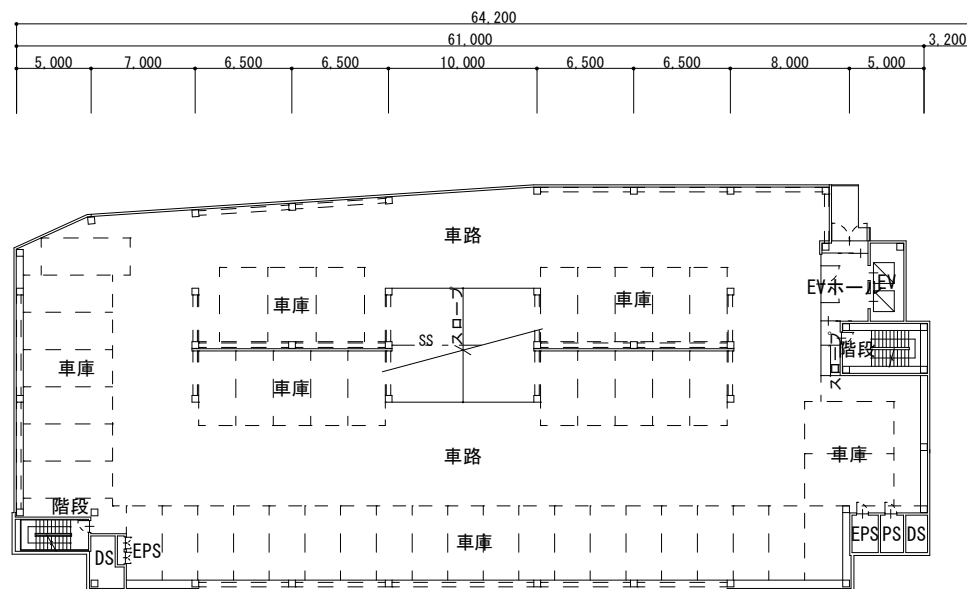
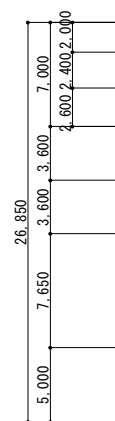


3 階平面図

アスト駐車場

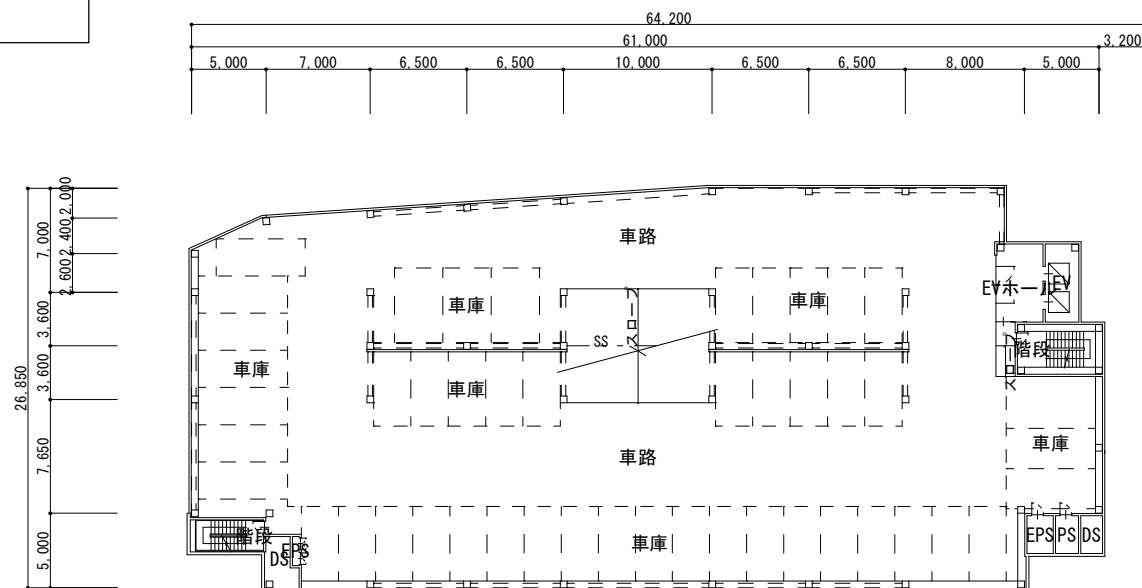


6 階平面図

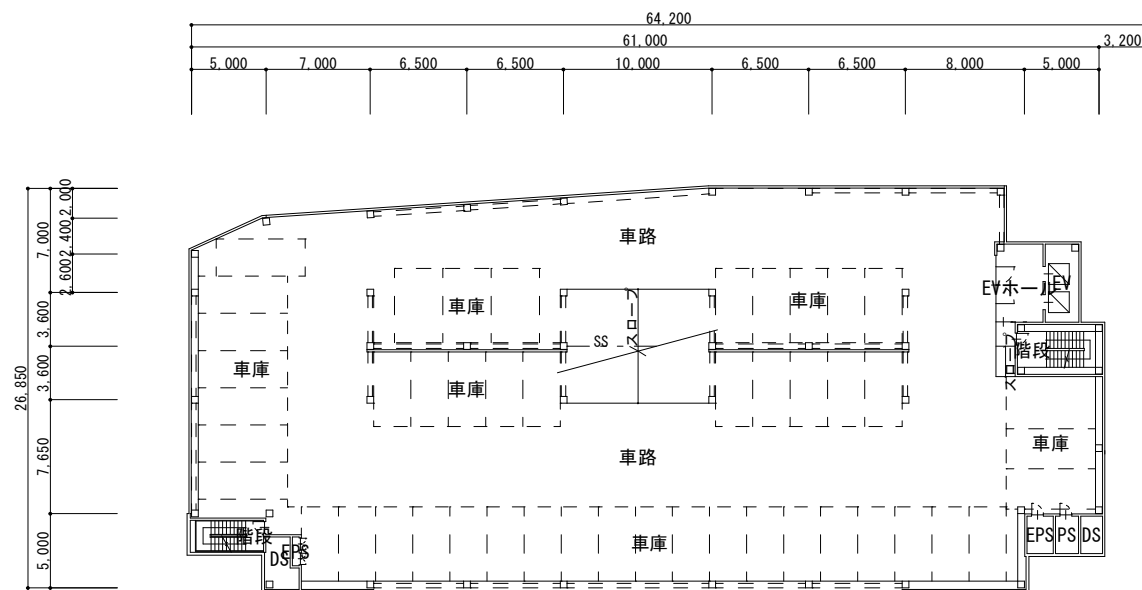


5 階平面図

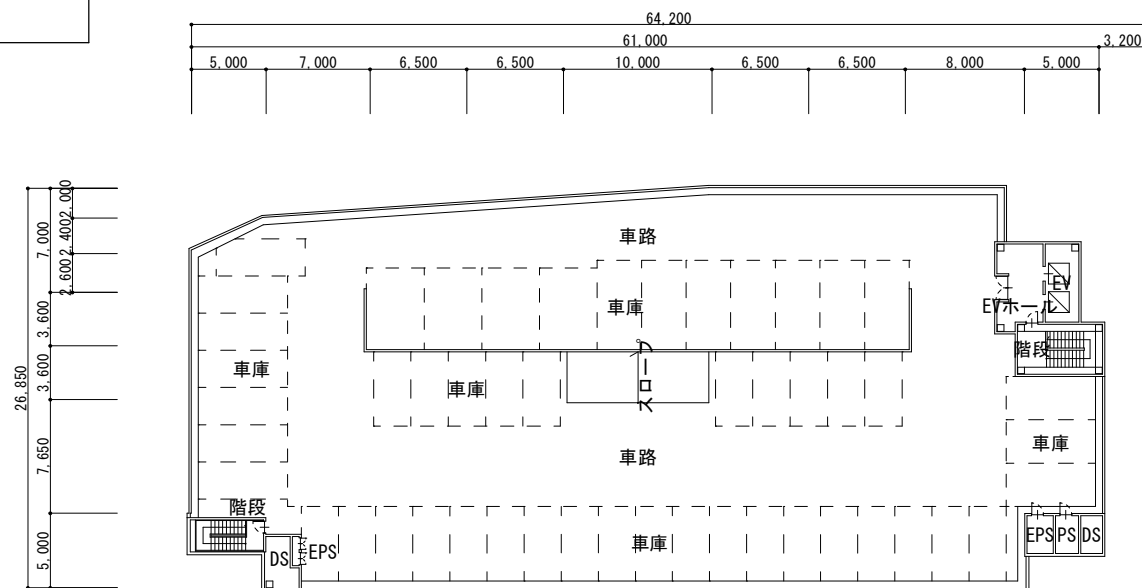
アスト駐車場



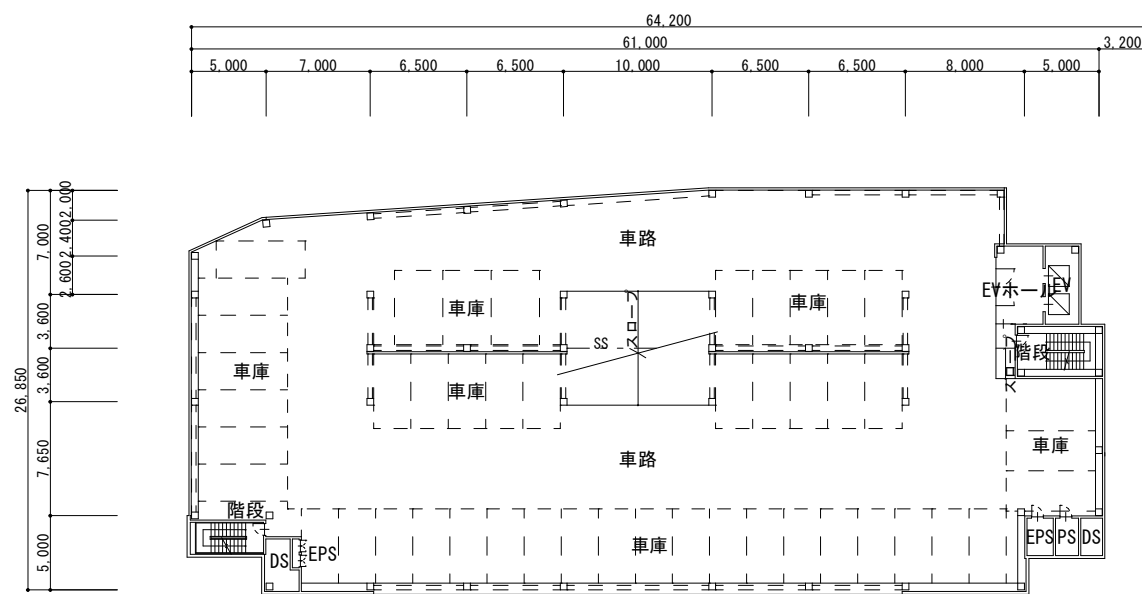
8 階平面図



7 階平面図



PH階平面図



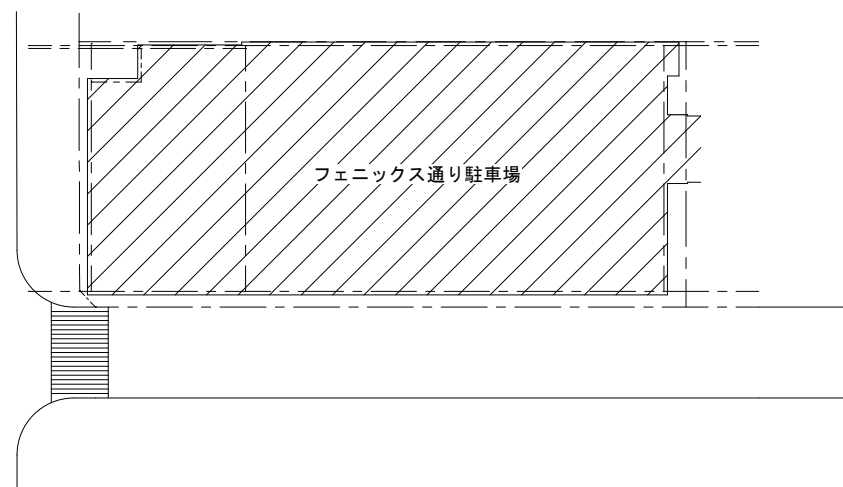
9階平面図

フェニックス通り駐車場



業務箇所

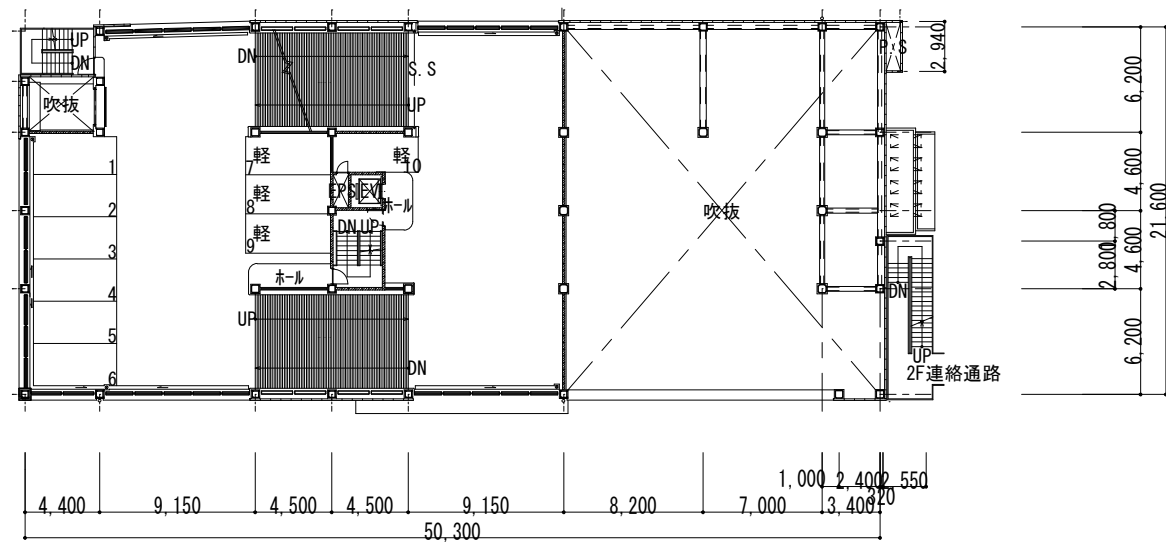
位置図



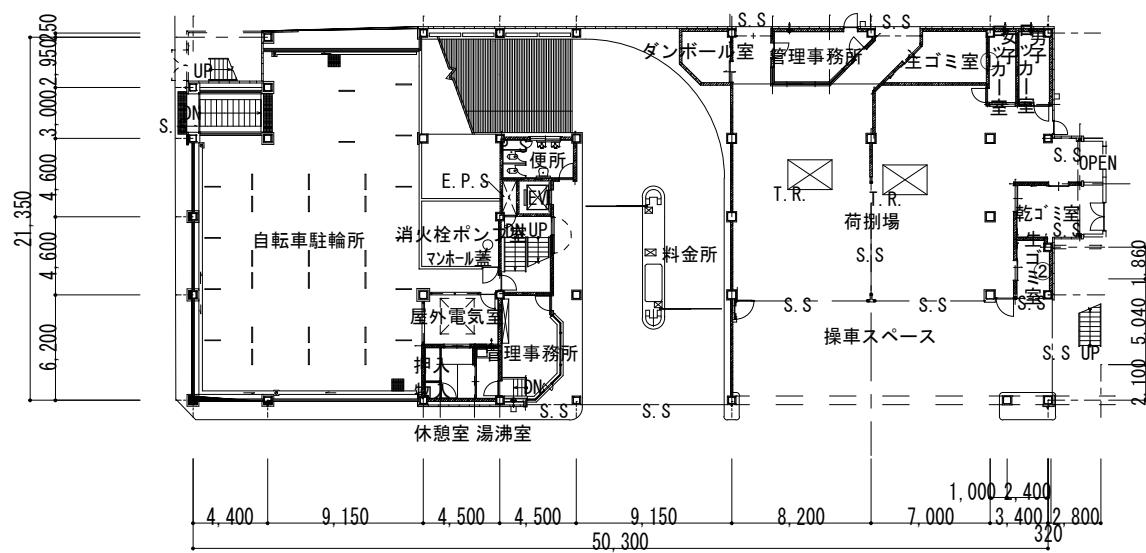
凡 例

 : 改修建物

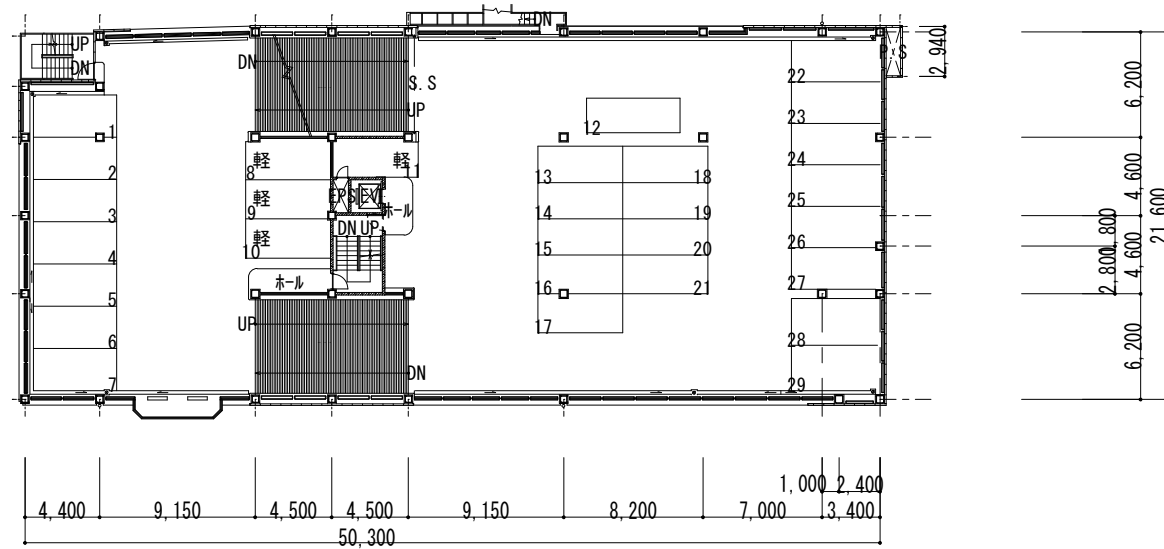
配置図



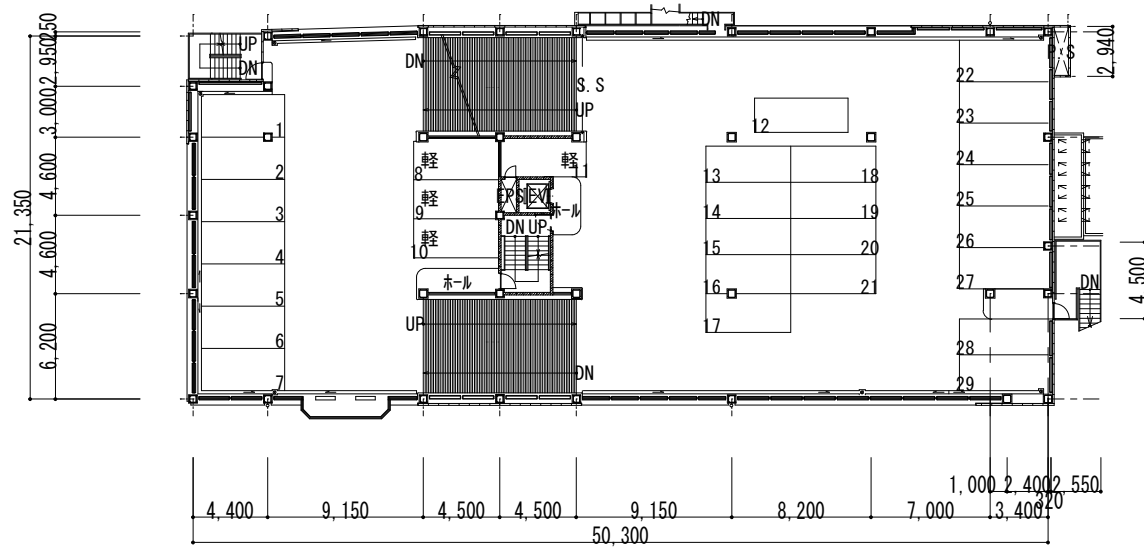
2 階平面図



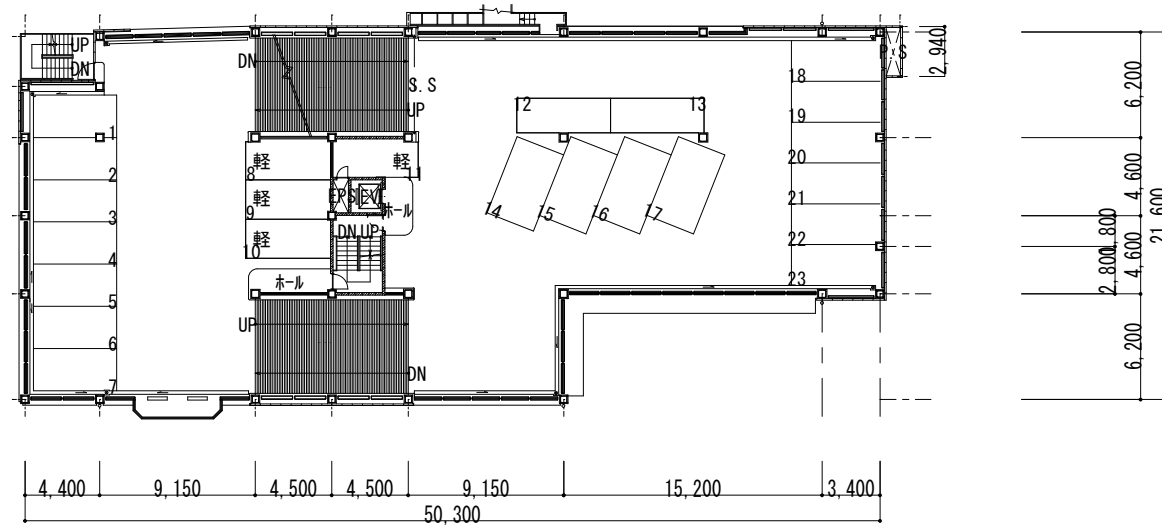
B 1・1 階平面図



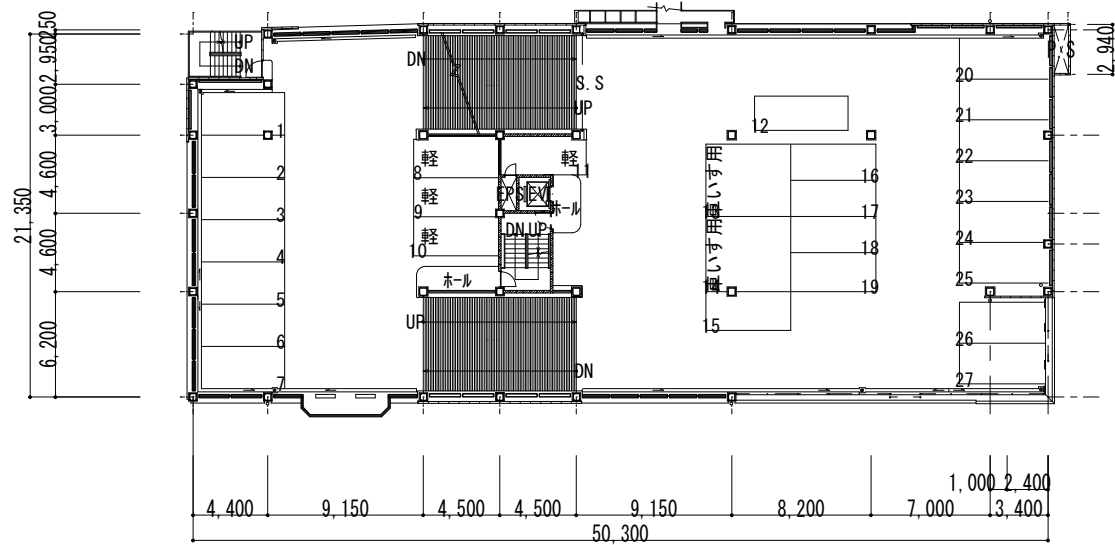
4 階平面図



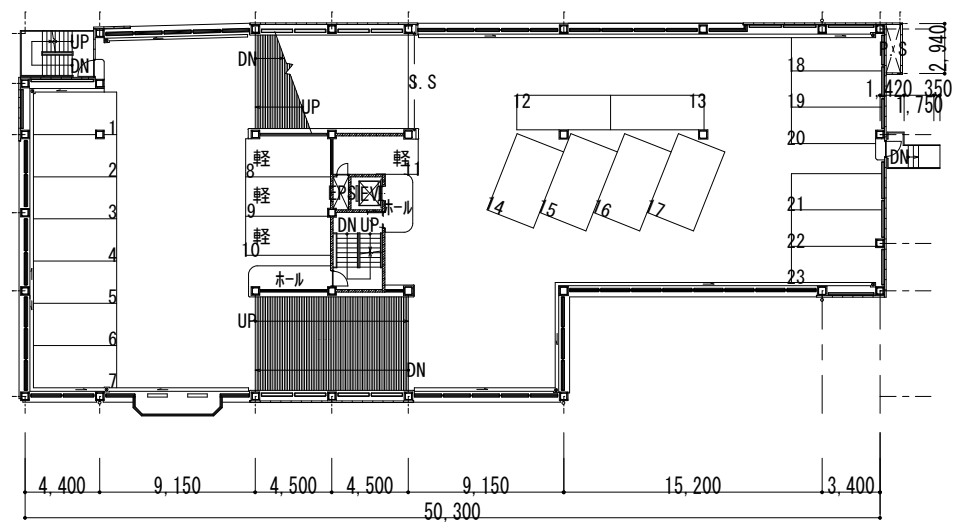
3 階平面図



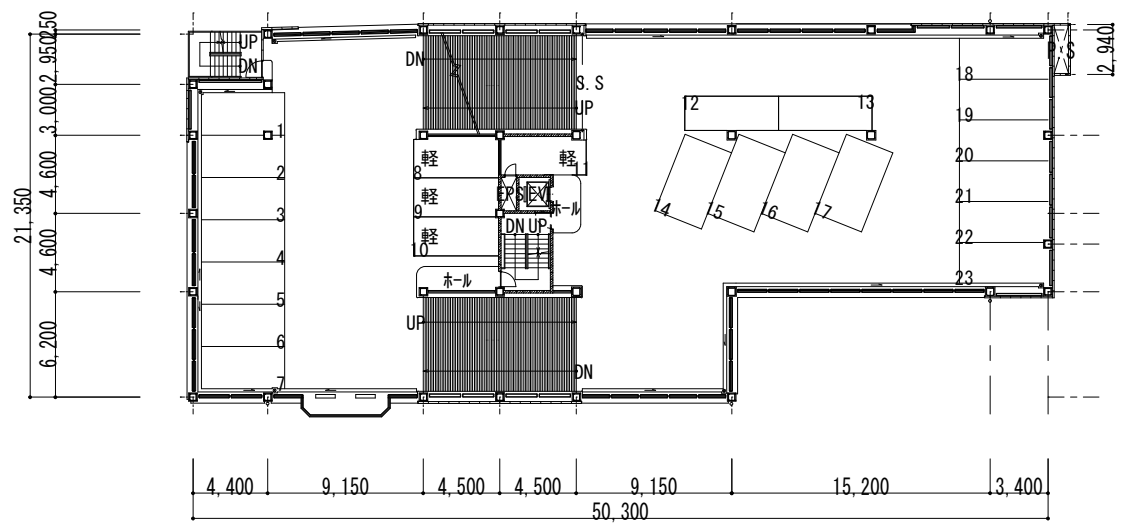
6階平面図



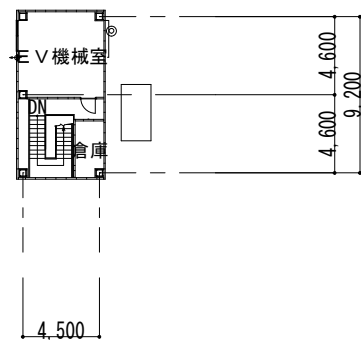
5階平面図



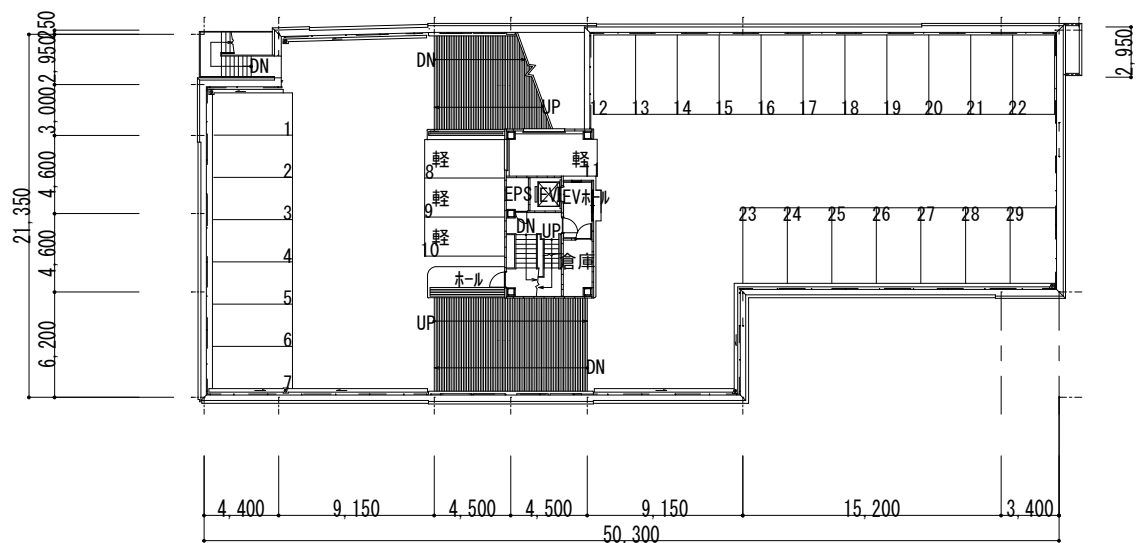
8 階平面図



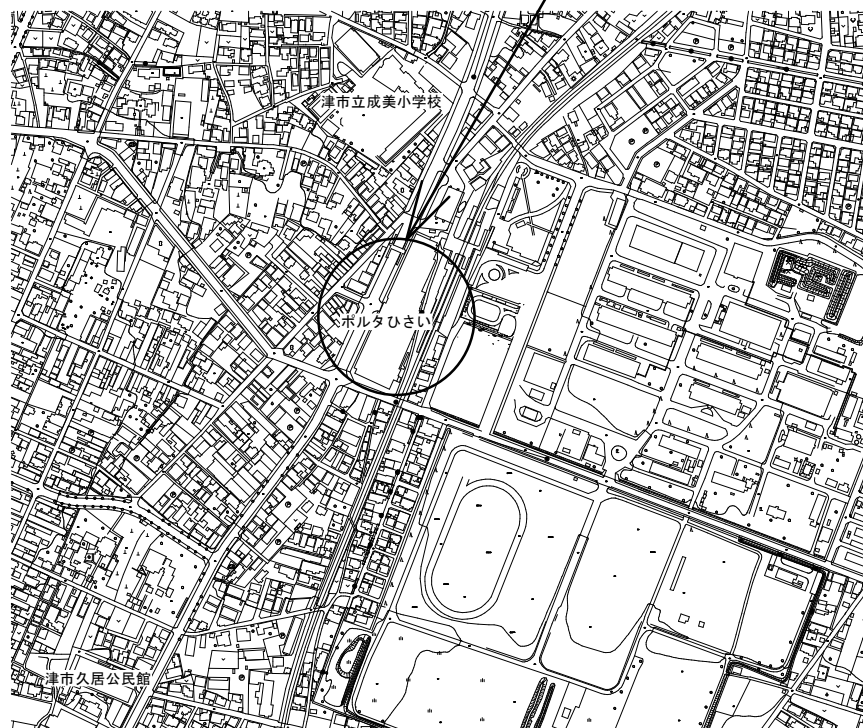
7 階平面図



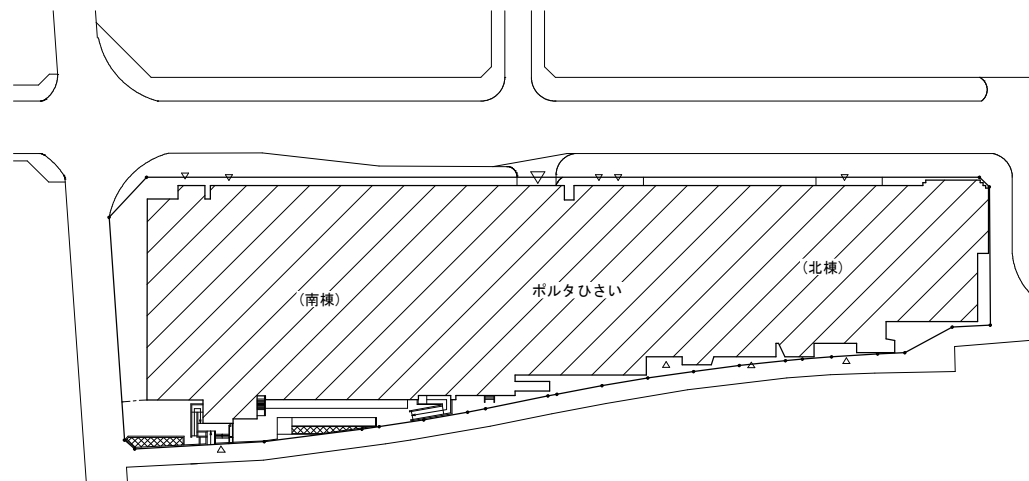
P H階平面図



R階平面図



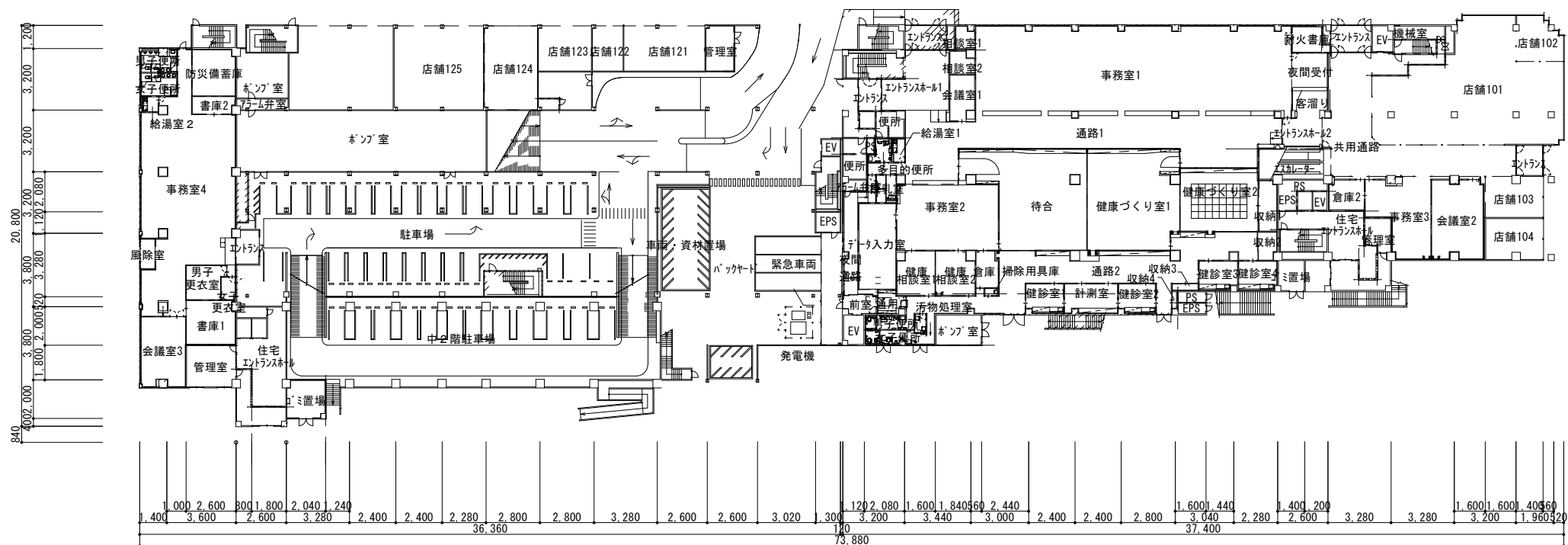
位置図



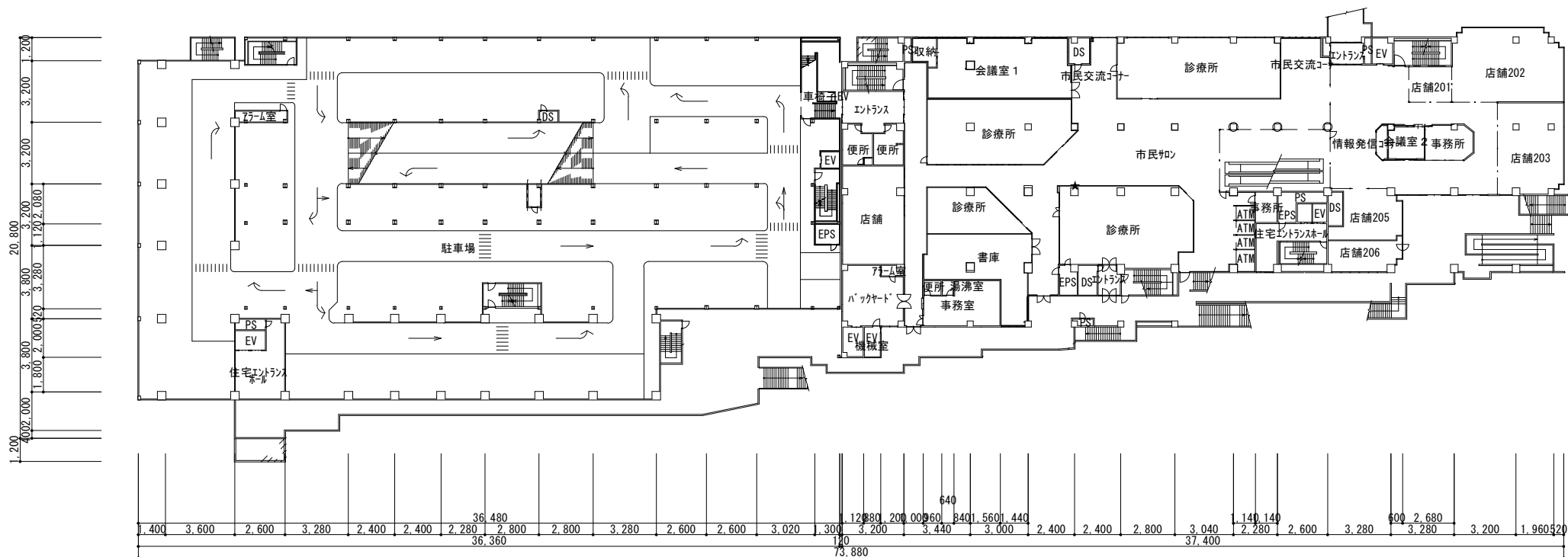
凡 例

 : 改修建物

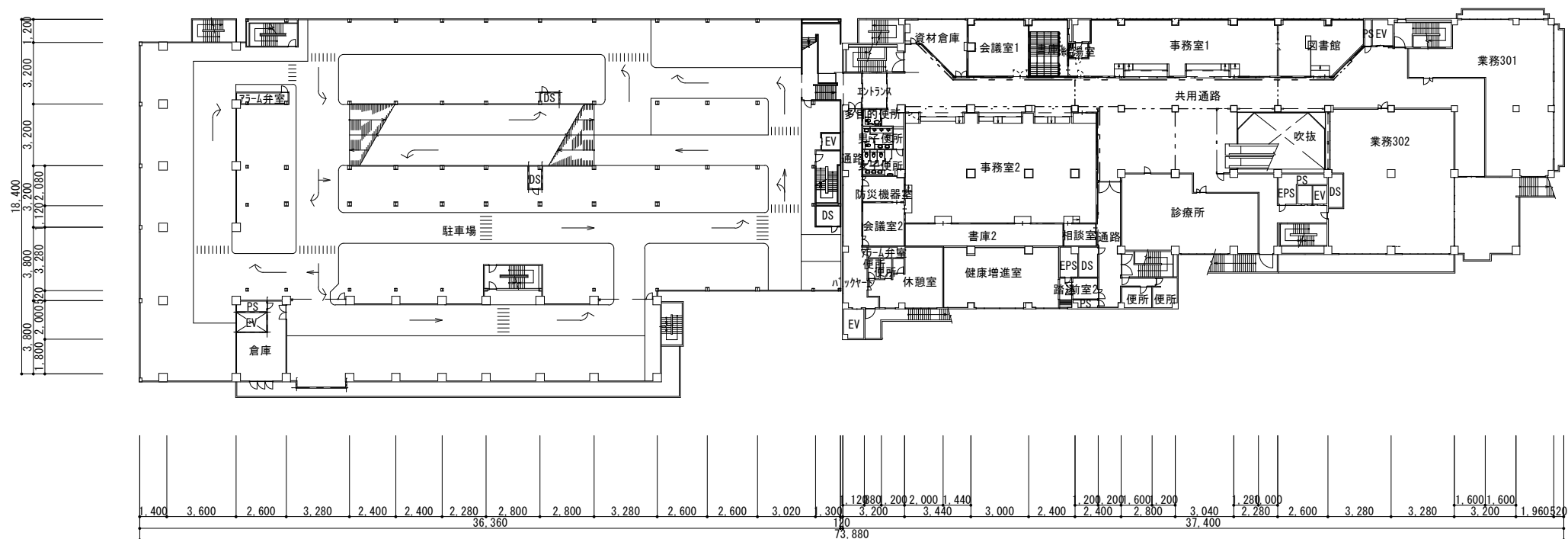
配置図



1 階平面図



2階平面図



3 階平面図